

議事の経過

開議 午前 10 時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○畑中真人事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第 1、報告第 6 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 報告第 6 号につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものでございます。

高知地方裁判所平成 26 年（ワ）第 134 号慰謝料請求事件について、平成 27 年 2 月 27 日に言い渡されました判決に不服があるため控訴を提起したもので、訴えの相手方につきましては議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

判決の概要につきましては、市は相手方に対して 15 万円の金員を支払えとするものでございます。

控訴の趣旨としましては、原判決に係る市敗訴部分を取り消すこと及び相手方の請求を棄却すること、そして、訴訟費用は第 1 審及び第 2 審とも、相手側の負担とするとの判決を求めるものであります。

この訴訟は、平成 26 年 4 月 1 日に相手方を含む原告 2 名より、これまでの原告に対する市の処分等の一連の行為が不法行為であり、原告の名誉、信用を傷つけられたなどとして、提訴されたものであります。

これに対し、市としましては、原告の請求を棄却することを主張してきましたが、原告のうち、相手方に関する議会答弁が名誉感情を害するものであるとして、相手方に対し 15 万円の慰謝料を支払えとの判決がされたもので、これを不服として控訴するものでございます。

以上で、専決処分の報告といたします。

○尾原進一議長 日程第 2、議案第 4 号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」から議案第 17 号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」まで、議案第 19 号「安芸市内原野団地集会所の指定管理者の指定に関する件」、議案第 21 号「市道の路線認定の件」及び議案第 22 号「町字区域の変更の件」の 17 件を一括議題といたします。ただいま議題となっておりますこれら 17 件について、常任委員会の審査の報告を求めます。